

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 10 月 2 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500428号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500097号

第1 結論

請求者のA社における平成18年4月1日から平成25年6月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成18年4月及び同年5月は26万円を30万円、同年6月及び同年7月は26万円を28万円、同年8月から平成19年8月までは26万円を30万円、同年9月から平成21年11月までは26万円を28万円、同年12月から平成22年8月までは26万円を32万円、同年9月から平成24年8月までは26万円を34万円、同年9月から平成25年4月までは26万円を32万円、同年5月は26万円を34万円とする。

平成18年4月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年4月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

平成25年5月の訂正後の標準報酬月額については、請求日以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間であることから、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月1日から平成25年6月21日まで

A社に勤務していた期間について、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料額よりも、給与明細書の厚生年金保険料控除額の方が高い。

調査の上、年金額に反映する記録として、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成18年4月1日から平成25年5月1日までの期間について、請求者から提出された給料支払明細書(平成22年8月以降分は給与支給明細書)及びB県C市の平成20年度(平成19年分)所得照会回答書により、請求者が、当該期間において、A社からオンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成18年4月から平成25年4月までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、前述の給料支払明細書及びB県C市の平成20年度(平成19年分)所得照会回答書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、平成18年

4月及び同年5月は30万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月から平成19年8月までは30万円、同年9月から平成21年11月までは28万円、同年12月から平成22年8月までは32万円、同年9月から平成24年8月までは34万円、同年9月から平成25年4月までは32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が、請求者のオンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨を陳述していることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）は、請求者に係る平成18年4月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、請求期間のうち、平成25年5月1日から同年6月21日までの期間について、オンライン記録における当該期間の標準報酬月額は26万円と記録されているが、請求者から提出された当該期間の標準報酬月額の算定の基礎となる平成24年4月から同年6月までの給与支給明細書に記載された総支給額に基づく標準報酬月額から、請求者の平成25年5月の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500077号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500098号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成15年12月17日は23万円、平成16年12月17日は27万円、平成17年12月15日は30万円、平成18年12月15日は29万3,000円、平成19年12月14日は38万円、平成20年7月30日は32万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月17日、平成16年12月17日、平成17年12月15日、平成18年12月15日、平成19年12月14日及び平成20年7月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月17日、平成16年12月17日、平成17年12月15日、平成18年12月15日、平成19年12月14日及び平成20年7月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月30日
② 平成15年12月17日
③ 平成16年7月28日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年7月28日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年7月28日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年7月27日
⑩ 平成19年12月14日
⑪ 平成20年7月30日

A社に勤務していた時の同僚の賞与に係る年金記録が訂正された旨の案内が年金事務所から届いたので、自身の記録を確認したところ、請求期間に支給された賞与に係る記録が漏れていることが分かった。資料は無いが請求期間の賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑪について、A社の当該期間当時の取締役の回答、B銀行C支店から提出された請求者名義の普通預金元帳(写し)及び複数の元同僚から提出された当該期間の賞与に係る明細書から判断すると、請求者は、当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、前述の請求者名義の普通預金元帳（写し）及び複数の元同僚から提出された当該期間の賞与に係る明細書により推認される厚生年金保険料控除額及び賞与額から、請求期間②は 23 万円、請求期間④は 27 万円、請求期間⑥は 30 万円、請求期間⑧は 29 万 3,000 円、請求期間⑩は 38 万円、請求期間⑪は 32 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②、④、⑥、⑧、⑩及び⑪に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該期間に係る請求者の届出や保険料納付について、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①、③、⑤、⑦及び⑨について、前述の請求者名義の普通預金元帳（写し）を見ると、A社からの振込みは、当該期間と同日には1回のみであるところ、当該振込時の金額は、その期間前後の振込額と比較すると、いずれも賞与と月例の給与の合計額と考えられるものの、当該元帳（写し）からは、賞与と月例給与の内訳は確認できない。

また、A社は、平成 23 年 2 月 * 日破産手続終結と登記されている上、請求期間当時の代表取締役兼照会を行ったものの回答は無く、破産管財人及び破産申立代理人は、請求者に係る貸金台帳等について、いずれも「保管していない。」旨回答しており、請求者も請求期間①、③、⑤、⑦及び⑨に係る賞与額を確認できる明細書を所持していないため、当該賞与に係る厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、③、⑤、⑦及び⑨における賞与支給額及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①、③、⑤、⑦及び⑨に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500335号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500095号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年10月1日から昭和35年7月30日まで

同郷の同級生の紹介により昭和32年10月1日にA社に入社し、昭和35年7月まで勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

複数の元同僚の陳述により、期間は特定できないものの、請求者が、請求期間の一部の期間においてA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、オンライン記録によると昭和35年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主の子は、「A社は倒産しており、請求期間当時の資料も保存していない。事業主であった父も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除については分からない。」旨陳述しており、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、健康保険整理番号に欠番は無く、訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500425号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500096号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、平成2年9月30日まで在籍していたので、同社における資格喪失日を年金額に反映する記録として、同年10月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(訂正)を見ると、A社は、平成27年5月8日に、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年9月30日から同年10月1日に訂正する届出を行っていることが確認できる上、同社は、「請求者は、当社に平成2年9月30日まで在籍していた。」旨回答していることから、請求者は、請求期間においても同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、「請求期間当時、厚生年金保険料は翌月の給与から控除していた。」旨回答しているところ、請求者に係る平成2年10月の給料明細書を見ると、厚生年金保険料欄には「0」と記載されていることから、同年9月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、同社は、「請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500468号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500099号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の種別の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年3月1日から昭和37年6月27日まで

A社B支店において、昭和27年3月から請求期間を含む昭和37年6月までC職として勤務したが、請求期間について、厚生年金保険の被保険者種別がそれまでの第三種被保険者から第一種被保険者に変更されている。

請求期間は、B支店D課に配属された期間であるが、仕事の内容はそれまでと変わりが無かったので、請求期間についても第三種被保険者として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社B支店における給与明細(「E賃金支払袋」又は「F賃金支払袋」と題された「支給金内訳」及び「控除金明細」が表面に記されている給与袋)及び昭和34、35年頃にD課所属の複数の元同僚と撮影したとする集合写真を提出し、請求期間についても仕事内容はC職と同じであったと主張している。

しかしながら、請求者から提出された前述の給与明細を見ると、昭和34年3月分から「E賃金支払袋」が「F賃金支払袋」に切り替わっていることが確認できるところ、当該切り替わった時期は、請求者の被保険者種別が第三種被保険者から第一種被保険者に変更された時期と符合している上、請求期間当時にA社B支店の経理課員であったとする元従業員は、「請求期間当時、C職に係る賃金計算は経理係長が担当していた。私は、G職の賃金計算を担当していた。」旨回答しているところ、前述の「E賃金支払袋」には経理係長とされる者と同姓の押印、前述の「F賃金支払袋」には当該経理課員であったとする者と同姓の押印がそれぞれ確認できることから、請求者の請求期間については、賃金上の取扱いがC職からG職に変更されたことがうかがえる。

また、請求期間頃にA社B支店のD課員であったとする元従業員及び請求者を知っているとする元同僚は、「D課の作業は、C作業もあったがほとんどがG作業であった。D課員については、常時C作業に従事していたとは言えない。」旨陳述しているところ、当該D課員が記憶する請求期間当時のほかのD課員のうち、オンライン記録及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、特定できる6人(前述の写真に写っている4人を含む。)及び当該D課員の合計7人全員が、請求期間当時において第一種被保険者として記録されていることから、同社は、請求期間当時、請求者についても、同社D課員として、常時C作業に従事する者(第三種被保険者)とは取り扱っていなかったことがうかがえる。

さらに、請求期間における給与明細である「F賃金支払袋」の「控除金明細」に記されている年金保険料額は、第一種被保険者に係る保険料率により計算された厚生年金保険料額と一致しており、第三種被保険者に係る保険料率により計算した厚生年金保険料額には不足する額で

ある。

なお、請求者から提出された健康保険給付支給決定通知書によると、請求者は、昭和 33 年 3 月 2 日から同年 4 月 30 日までの期間について傷病手当金を給付されているところ、当該期間前後の期間に係る前述の「E 賃金支払袋」に記されている「支給金内訳」を見ると、当該傷病手当金給付期間終了後の昭和 33 年 6 月分以降において、前述の経理課員であったとする者が「G 労務に対する賃金である。」旨回答する「F 賃金」の占める割合が急激に増加している。

加えて、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の職種欄を見ると、請求者は第三種被保険者を意味する「内」から、昭和 34 年 3 月 1 日に第一種被保険者を意味する「①」に種別変更されており、当該変更内容とオンライン記録は一致している。

このほか、A 社 B 支店は、昭和 44 年 2 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社が商号変更された H 社は平成 12 年 12 月 14 日に解散している上、請求期間当時の A 社の役員 13 人及び H 社の清算人は、死亡又は所在不明により回答を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険第三種被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500227号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500100号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年4月1日から同年11月1日まで

日本年金機構の記録によると、B社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、A社(通称は、C事業所)で被保険者資格を取得するまでの7か月について、厚生年金保険被保険者記録が無い。

B社及びA社は関連会社であったので、請求期間については、同一企業グループ内の異動として、B社に引き続き、A社で継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

請求期間について、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「商業登記の記録によると、B社及びA社を含む数社については、役員に、D市の首長、市議会議員等の氏名が散見されることから、これらの事業所は、いずれも政治的な関連性が有る同一企業グループであると考えられる。昭和32年4月1日にB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、請求期間については、同一企業グループ内のA社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨主張している。

しかしながら、A社及びB社に係る商業登記の記録において、両社に共通する役員は見当たらず、また、両社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、請求者以外に、両社で被保険者記録が有る者は見当たらない。

また、A社は、昭和56年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も、既に亡くなっていることから、陳述を得ることができず、請求者の請求期間における勤務及び厚生年金保険料の控除状況について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録が有り、連絡先が判明した複数の者に照会を行ったところ、このうち昭和32年10月26日に被保険者資格を喪失している者は、「請求者は、私が退職するのと入れ替わりにA社に入社した。」旨陳述している上、いずれの者も、「A社とB社は、何の関係もない会社であった。」旨陳述しており、いずれの者からも、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたとする陳述は得られなかった。

加えて、B社は、平成18年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、当時の事業主は、「請求者のB社における勤務状況、同社がA社の関連会社であったか否か等については、確認する資料が無いことから不明である。」旨回答している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間前後に被保険者記録が有り、連絡先が判明した複数の者に照会を行ったが、いずれの者からも、請求期間におけ

る請求者の勤務状況に関する陳述は得られなかった上、いずれの者も、「A社という会社は知らない。」旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500333号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500008号

第1 結論

昭和28年5月1日から昭和39年1月8日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和28年5月1日から昭和39年1月8日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に確認したところ、A社B支店に勤務した請求期間について、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金の請求手続をした記憶は無く、脱退手当金を受給していないので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の請求者が記載されているページとその前後計90ページに記録の有る女性被保険者のうち、請求者の被保険者資格喪失日(昭和39年1月8日)の前後1年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給資格が有る125人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、111人に脱退手当金の支給記録が有り、このうち、請求者を含む86人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金を支給されている。

また、当該111人のうち、請求者を含む75人について、数人ずつ同一の支給日が記録されており、請求者に係る脱退手当金の支給日(昭和39年4月16日)についても、同日の支給日となっている者が請求者のほかに5人確認できる。

さらに、前述の125人のうち、連絡先の判明した者に照会したところ、脱退手当金の受給に係る事務手続について、複数の者が、事業所による説明があった又は事業所が手続をしていた旨回答しており、これらの事情を踏まえると、請求者についても、その委任に基づき事業主による脱退手当金の代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、昭和44年4月に、資格取得日を昭和36年4月1日として国民年金に加入し、同年4月までの国民年金保険料を遡及して昭和45年2月に納付しているが、当該納付期間が請求期間の一部と重複することを踏まえると、当該納付時点において、請求者が、請求期間を厚生年金保険被保険者期間と認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。